

照会番号

※お問い合わせの際は、上記の照会番号をお手元にご用意ください。

年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

平素より年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、公金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

そのため、令和8年4月に年金をお支払いした下記の年金振込口座について、公金受取口座として登録することに同意されるか、お客様のご意向を確認しております。

公金受取口座はデジタル庁が登録を促進しており、**公金受取口座への登録に同意される場合、お手続きは不要です。**登録に同意されない場合は、この意向確認書の下部にあります「公金受取口座登録不同意申出書」を切り取り線にそって切り離し、目隠しシールを貼ったうえで、
まで（目安）にご返送ください。

【デジタル庁に提供する年金振込口座】

年金の種類別	(年金コード：)		
金融機関名		支店名等	
		預金種別	

※上記情報の他に、氏名、個人番号等のデジタル庁令で定める情報もデジタル庁に提供します。
なお、個人情報の保護の観点から、口座番号については表示していません。

厚生労働省

切り取り線

公金受取口座登録不同意申出書

※登録に同意される方は返送不要です。

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意しません。

氏名	(フリガナ)	生年月日
照会番号		

不同意の場合は、プライバシー保護のため、左記の面に目隠しシールを貼付してください。

また裏面の「差出人」欄に住所・氏名を記入し、ご返送ください。

〈返送期限の目安〉

まで

※このご案内を受け取った日から45日を過ぎてご返送された場合は、公金受取口座として登録されることとなりますので、ご注意ください。

■ 公金受取口座の登録について

このご案内を受け取ってから45日以内に不同意申出書のご返送がない場合は、年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意するものとして取り扱います。

その際は、お客様の年金振込口座に関する情報（金融機関・支店名、預貯金種別、口座番号、口座名義人氏名）が公金受取口座として登録されます。公金受取口座への登録が完了した後、デジタル庁から通知が届きますので、ご確認ください。

公金受取口座として登録された口座情報は、給付金等の支給を行う行政機関等に提供されます。
※なお、すでに公金受取口座を登録されている場合は、行き違いとなりますので、ご了承ください。

■ お問い合わせ先

◆このご案内や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3524-7372

受付時間 (年末年始を除く)	月曜日	8:30~19:00
	火曜日~金曜日	8:30~17:15
	第2土曜日	9:30~16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

(音声ガイダンス:6番)

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3816-9405

受付時間 (年末年始を除く)	平日	9:30~20:00
	土日祝	9:30~17:30

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。
市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんので、ご了承ください。

❗ 不審電話にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めること、個人情報をお聞きすることはありません。

切り取り線

差出人	
住所	氏名

カスタマーバード

日本年金機構
公金受取口座登録集中処理センター 行き

差出有効期間
2027年4月
30日まで

119-0268
日本郵便株式会社
銀座郵便局郵便私書箱第912号

銀座郵便局
承認
1594

料金受取人払郵便

郵便はがき

年金振込口座の公金受取口座登録について

【意向確認書に関するご案内】

この度、お送りしました「意向確認書」は、年金振込口座を公金受取口座(※)として登録することについて同意されるか、お客様のご意向を確認させていただくための書類です。

「意向確認書」に記載されている内容をご確認いただき、公金受取口座への登録に同意する場合、お手続きは不要です。後日、年金振込口座を公金受取口座として登録します。

公金受取口座への登録に同意しない場合は、意向確認書に添付されている「公金受取口座登録不同意申出書」をご返送ください。公金受取口座として登録されません。

(※) 公金受取口座登録制度については、同封のデジタル庁リーフレットをご覧ください。

■ 手続きの流れ

「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」の記載内容を確認

公金受取口座への登録を希望する
(同意の場合)

公金受取口座への登録を希望しない
(不同意の場合)

お手続きは不要です

「公金受取口座登録不同意申出書」
をご返送ください

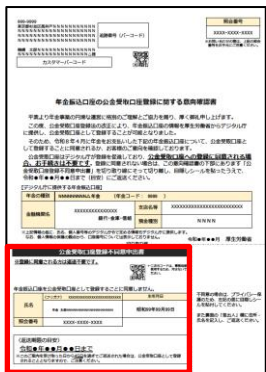
公金受取口座として登録

公金受取口座として登録されない

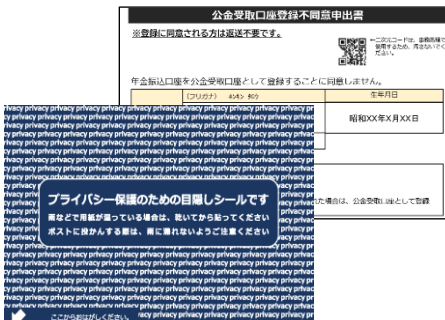
※後日、デジタル庁から登録結果の通知が届きます。

■ 不同意の場合のお手続き方法

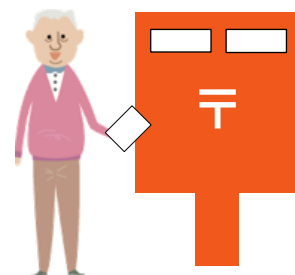
①切り取り線にそって不同意申出書を切り離す。



②不同意申出書に目隠しシールを貼り、裏面の差出人欄を記入。



③不同意申出書をポストに投函。



■ よくあるご質問(Q&A)

Q1:公金受取口座への登録に同意します。何か手続きが必要ですか。

A1:公金受取口座への登録に同意される場合、お客様のお手続きは不要です。
意向確認書を受け取ってから3~4カ月後に登録が完了し、デジタル庁からハガキまたはマイナポータルにより登録結果が届きます。

Q2:不同意申出書はいつまでに返送すればよいですか。

A2:意向確認書を受け取ってから45日以内にご返送ください。
(返送期限の目安は不同意申出書の下部に記載しております。)

Q3:不同意申出書を返送した場合でも、後で公金受取口座の登録手続きはできますか。

A3:マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録手続きを行うことができます。

Q4:意向確認書に記載されている年金振込口座とは別の口座を登録できますか。

A4:今回のご案内では、意向確認書に記載されている年金振込口座以外の口座を公金受取口座として登録することはできません。
公金受取口座として別口座の登録を希望される場合は、不同意申出書をご返送いただくとともに、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録の手続きを行ってください。

Q5:不同意申出書の返送期限を過ぎてしまったのですが、登録したくありません。
登録手続きを止めることはできますか。

A5:返送期限は目安です。経過した後にご返送いただいても間に合う場合がありますので、意向確認書照会専用フリーダイヤルへお問い合わせください。
なお、登録が行われてしまった場合は、お手数ですが、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で取消の手続きを行ってください。

お問い合わせ先

意向確認書および不同意申出書についてのご不明な点は、こちらの電話番号にお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、「照会番号(意向確認書に記載のもの)」がわかるものをご用意ください。

《意向確認書照会専用フリーダイヤル》


☎ 0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL:050-3524-7372

受付時間

月曜日	8:30~19:00
火曜日~金曜日	8:30~17:15
第2土曜日	9:30~16:00

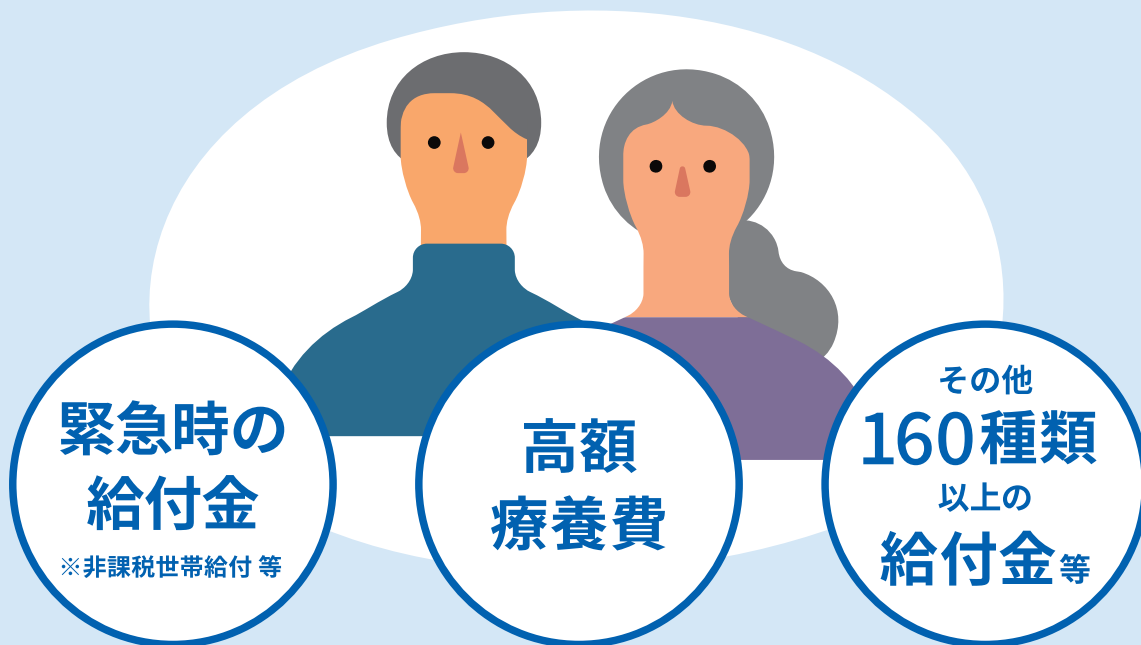
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
※第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

 **公金受取口座登録制度に関するご相談は、意向確認書に記載の「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120-95-0178)にお問い合わせください。**

※上記の「よくあるご質問(Q&A)」についてもご確認ください。

このお知らせが届いた方は
給付金等を受け取る「公金受取口座」が未登録ですが

手続き不要で「公金受取口座」に 登録させていただくことにより 年金振込口座にて給付金等を 受け取れるようになります



年金振込口座が公金受取口座になると

給付金等の申請が
簡単になります



書類の記入や提出が少なく
申請時の負担軽減に
つながります

給付金等が
より早く受け取れます



審査手続き時間が減り
給付までの期間短縮に
つながります

公金受取口座登録制度とは

給付金等の受取のために、ご自身の預貯金口座を国（デジタル庁）に登録できる制度です。年金振込口座をお持ちの方は、お手続きなしで口座を登録することが可能です。年金振込口座を公金受取口座として登録しても、口座の残高などの情報が国に提供されたり、他人に預金を引き出されたりすることはありませんので、ご安心ください。

なお、この制度のご利用を希望されない方も、これまで通り、給付金等を都度申請することでお受け取りいただけます。

年金振込口座を公金受取口座に登録したくない方は

同封の「年金振込口座の公金受取口座登録について【意向確認書に関するご案内】」をご覧ください、所定のお手続きを行ってください。

詐欺にご注意ください

お手続きなく年金振込口座を公金受取口座として登録するための意向確認を、本封筒以外でご案内することはありません。

公金受取口座登録制度についてのお問い合わせ

デジタル庁

マイナンバー総合フリーダイヤル 【平日】9:30~20:00

0120-95-0178 【土日祝】9:30~17:30 ※年末年始休業

音声ガイダンス6番 | フリーダイヤルがご利用できない方は050-3816-9405(通話料がかかります)

公金受取口座に関する大切なお知らせです。
お早めに開封してください。

料金後納
郵便

親展

簡易書留

重要書類在中

デジタル庁
厚生労働省

[差出人] 日本年金機構
東京都杉並区高井戸西3-5-24
[返還先] 〒100-8692
銀座郵便局 私書箱第913号

! **開封前に、もう一度あて名をご確認ください。**
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記載して、郵便ポストに投函してください。

■お問い合わせ先

公金受取口座登録制度や、このお知らせについてご不明な点がございましたら、下記のコールセンターにお問い合わせください。

◆このご案内や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3524-7372

受付時間 (年末年始を除く)	月曜日	8:30~19:00
	火曜日~金曜日	8:30~17:15
	第2土曜日	9:30~16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178

(音声ガイダンス: 6番)
(フリーダイヤルがご利用できない場合)
TEL : 050-3816-9405

受付時間 (年末年始を除く)	平日	9:30~20:00
	土日祝	9:30~17:30

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。
市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんので、ご了承ください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。

